

様式第 3 号

那覇港管理組合公告第 46 号

簡易公募型 プロポーザル方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、次のとおり技術提案書の提出を公募します。

令和 8 年 9 月 15 日

（契約担当者）那覇港管理組合管理者 玉城 康裕



1 業務概要

- (1) 業務名 那覇港クルーズ旅客受入機能高度化計画作成業務
- (2) 履行場所 那覇港内
- (3) 業務内容

業務内容は以下を予定している。なお、実施内容、頻度については変更する場合がある。

- ア 計画準備
- イ 検討会の設置、運営
- ウ 那覇クルーズターミナル（NCT）における受入機能高度化計画の作成
- エ 第 2 クルーズバース（第 2CB）における受入機能高度化計画の作成
- オ 打合せ（4 回）

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

- a 検討会の運営と計画への反映について
 - b ハード・ソフト両面による高度化計画作成の取り組みについて
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 7 月 30 日まで
 - (5) 契約限度額 25,641,000 円（税込）以下で契約を行う。
 - (6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出を求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。

2 参加資格

「参加説明書 2 参加資格」のとおりに従う。

3 受注者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

- ア 評価値の算出方法
評価値＝技術評価点
- イ 技術評価点の算出方法
技術提案書の内容に応じ、下記 a、b、c の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。
 - a 予定技術者の経験
 - b 実施方針等
 - c 特定テーマに対する技術提案
- ウ 最低点数の設定
技術評価点の最低基準点である 46.5 点以上を得たもののうちから委託契約候補者を定めるものとする。
参加者が 1 社であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、委託候補者として特定しない。

(2) 受注者の決定方法

受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。

受注者は、受注候補者をプロポーザル方式で発注するコンサルタント業務における審査会等設置要領に基づき、審査会等の審議を経て決定する。その結果は技術提案書を提出したものの全員に通知する。

4 各種手続き等

(1) 参加説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 令和8年9月15日(火)から

イ 交付方法 那覇港管理組合ホームページ上に公表する。

ウ 問い合わせ先 〒900-0035 那覇市通堂町2-1

那覇港管理組合 企画建設部 みなと振興課

電話番号 098-868-2582

(2) 参加表明書の提出等

参加を希望するものは、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

a 期間 令和8年9月15日(火)から令和8年9月29日(火)まで

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで(土、日、祝日を除く)

b 提出方法等 参加説明書による

イ 技術提案書の提出要請の通知

郵便等をもって令和8年10月1日(木)を予定する。

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

技術提案書の提出要請の通知を受けた者

イ 技術提案書の提出期間等

a 期間 令和8年10月1日(木)から令和8年10月15日(木)まで

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで(土、日、祝日を除く)

b 提出方法等 参加説明書による

ウ 技術提案書のヒアリング

a 期間 令和8年10月20日(火)午前9時から午後5時まで(予定)

b 方法等 参加説明書による

(4) 受注者の決定日

受注者の決定は、下記の日時までには決定する予定である。

なお、技術提案書を提出した者には、3(2)より通知する。

ア 日時 令和8年10月22日(木)(予定)

5 その他

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、那覇港管理組合契約規則第4条及び契約書の定めるところにより、契約保証金は免除とする。

(2) 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、技術提案書申請書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、技術提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

- ア 参加表明書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- イ 受注者の決定後、TECRIS 等により配置予定管理技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 問い合わせ先一覧

- ア 契約関係 〒900-0035 那覇市通堂町 2-1
那覇港管理組合 企画建設部 みなと振興課
電話番号 098-868-2582

イ 応募調書資料関係：アと同じ。

ウ 設計図書関係：アと同じ。

(6) 詳細は参加説明書による。